

## 鹿児島市広告掲載等基準

平成18年9月1日制定

## (趣旨)

第1条 この基準は、鹿児島市広告掲載等指針(平成18年9月1日制定)第3条第2項の規定に基づき、市が広告掲載等を行うことができる内容の基準として定めるものとする。

## (基本的な考え方)

第2条 本市の広告媒体等を活用した広告掲載等は、本市の財産としての品位を損なうことなく、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告掲載等の内容及び表現はこれにふさわしい信頼性を持てるものでなければならない。

## (規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に掲げる業種又は業者の広告掲載等を行わない。

- (1) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)により規制を受ける業種その他これに類するもの
- (3) ギャンブル(公営のものを除く。)に係るもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に係るもの
- (5) 投資業又は商品先物取引業に係るもの
- (6) 法律に定めがない医療類似行為を行う施設
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による更生・再生手続開始の申立てがあるもの
- (8) 市税及び使用料などの本市に対する債務を滞納しているもの
- (9) 前各号に定めるもののほか、社会問題を起こしている業種又は業者

2 広告掲載等は、市内に事業所等を有する者を優先する。

## (広告掲載等の内容の基準)

第4条 次の各号に掲げる内容を含むものは、広告掲載等を行わない。

- (1) 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの
- (4) 氏名、写真、談話、商標、著作物等を無断で使用したもの
- (5) 非科学的なもの、迷信に類するもの及び人を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
- (6) 誇大な表現をしているもの

- (7) 射幸心を著しくあおる表現をしているもの
  - (8) 広告の目的や内容が不明確なもの
  - (9) 根拠のない表示、実績又は誤認を招くような表現をしているもの
  - (10) 商品、材料及び機材の売付けや資金集めを目的としている疑いのあるもの
  - (11) 容易さ及び安価さを強調する表現をしているもの
  - (12) 債権の取立て、示談の引受け等を表現しているもの
  - (13) 広告掲載等の内容に無関係で必然性のない裸体の写真及びイラストなど、性に関する表現をしているもの
  - (14) 暴力又は犯罪を肯定し、又は助長するような表現をしているもの
  - (15) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現をしているもの
  - (16) 未成年の喫煙、飲酒等を誘発し、又は助長するような表現をしているもの
  - (17) 世論が大きく分かれているもの
  - (18) 市があたかも推奨していると思われる表現をしているもの
  - (19) 市の業務に不利益を及ぼすおそれのあるもの
  - (20) その他不適切であると認められるもの
- (基準の特例)

第5条 前2条に定めるもののほか、各局長等は、広告媒体等ごとに必要な基準を定めることができる。

付 則

この基準は、平成18年10月1日から施行する。